

# 金融機能の強化のための特別措置に関する法律

(平成一六年六月一八日法律第一二八号)

## 一、提案理由(平成一六年三月三十一日・衆議院財務金融委員会)

竹中国務大臣 ただいま議題となりました金融機能の強化のための特別措置に関する法律案及び預金保険法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

まず、金融機能の強化のための特別措置に関する法律案につきまして御説明申し上げます。

現下の経済情勢のもと、地域経済の活性化等が課題となる中で、我が国の金融機関等においては、地域等における金融が十分な安心感を持って行われるよう、企業再生や不良債権問題への対応など、リスク対応のための体力を高めることが重要となっております。

こうした状況に対応して、金融機能の強化を図るため、金融機関等の資本の増強等に関する特別措置を講ずることにより、金融機関等の業務の健全かつ効率的な運営及び地域における経済の活性化を期し、もって信用秩序の維持と国民経済の健全な発展に資することを目的として、この法律案を提出することとした次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、金融機関等は、合併等の組織再編成を行う場合を含め、平成二十年三月末までの間、預金保険機構に対し、自己資本の充実を図るために株式等の引き受け等に係る申し込みをすることができることとしております。あわせて、金融機関等を子会社とする銀行持ち株会社等は、当該子会社である金融機関等の自己資本の充実を図るために株式の引き受けに係る申し込みをすることができることとしております。

次に、金融機関等は、株式等の引き受け等に係る申し込みに際して、収益性等の経営の改善の目標、当該目標を達成するための方策、責任ある経営体制の確立に関する事項、信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策等を記載した経営強化計画を主務大臣に提出しなければならないこととしております。その際、合併等特定の組織再編成を行わない金融機関等の場合には、経営の改善の目標が達成されない場合における経営責任の明確化に関する事項も記載することとしております。

主務大臣は、経営強化計画の実施により収益性等の経営の改善の目標が達成されると見込まれること、経営強化計画に記載された方策の実施により地域における金融の円滑化が見込まれること、その他、当該方策が地域経済の活性化のために適切なものであること等の要件に加え、合併等特定の組織再編成を行わない金融機関等の場合には、当該金融機関等の経営基盤の安定のために必要な措置が講じられていること等の要件を満たす場合に限り、株式等の引き受け等を行うべき旨の決定をするものとしております。

そのほか、株式等の引き受け等の決定に従い金融機関等が発行する議決権制限株式の発行の特例等商法等の規定の特例、経営強化計画の公表及び変更、経営強化計画の履行

を確保するための監督上の措置、経営強化計画の実施期間が終了した後の措置、株式等の引き受け等が行われた金融機関等が行う株式交換及び合併等について所要の規定を整備するとともに、預金保険機構の業務の特例及び金融機能強化審査会等について所要の規定を設けることとしております。

第二に、協同組織中央金融機関がその会員の協同組織金融機関から引き受けた優先出資等を信託する場合において、平成二十年三月末までに協同組織中央金融機関から信託受益権等の買い取りの申し込みを受けたときには、所要の要件を満たす場合に限り、主務大臣の決定を経て預金保険機構の委託を受けた協定銀行が信託受益権等の買い取りを行うことができることとする等所要の措置を講ずることとしております。

……………（略）……………

以上が、金融機能の強化のための特別措置に関する法律案及び預金保険法の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

## 二、衆議院財務金融委員長報告（平成一六年四月二三日）

田野瀬良太郎君 ただいま議題となりました各案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、内閣提出の金融機能の強化のための特別措置に関する法律案について申し上げます。

本案は、金融機能の強化を図るため、金融機関等の資本の増強等に関する特別措置を講ずるものであり、以下、その概要を申し上げます。

第一に、金融機関等は、合併等の組織再編成を行う場合を含め、平成二十年三月末までの間、預金保険機構に対し自己資本の充実を図るために株式等の引き受け等に係る申し込みをすることができることとしております。

第二に、金融機関等は、当該申し込みに際して、経営強化計画を主務大臣に提出しなければならないこととし、主務大臣は、所要の要件を満たす場合に限り、株式等の引き受け等を行うべき旨の決定をすること等、所要の措置を講ずることとしたしております。

……………（略）……………

各案は、去る三月十一日当委員会に付託され、同月三十一日竹中国務大臣及び提出者五十嵐文彦君から提案理由の説明を聴取した後、四月九日より質疑に入り、同月二十日にはいわゆる地方公聴会の開催及び参考人の意見を聴取した上、翌二十一日には小泉内閣総理大臣に対する質疑を行うなど、慎重な審査を進め、同日質疑を終局いたしました。

次いで、本日、金融再生委員会設置法案について内閣の意見を聴取した後、討論を行い、順次採決いたしましたところ、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律等の一部を改正する等の法律案及び金融再生委員会設置法案は、それぞれ否決され、金融機

能の強化のための特別措置に関する法律案及び預金保険法の一部を改正する法律案は、いずれも多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

### 三、参議院財政金融委員長中間報告（平成一六年六月一四日）

円より子君 金融機能の強化のための特別措置に関する法律案及び預金保険法の一部を改正する法律案につきまして、院議をもって中間報告を求められましたので、現在までの審査の経過を御報告申し上げます。

まず初めに、私は委員長に就任以来、短い期間ではございますが、五月の十四日でございます、私が就任いたしましたのは、与野党問わず、各理事、オブザーバーの意見に耳を傾け、所属する会派を超え、可能な限り中立公平な立場で運営に当たるべく心掛けてまいりました。実際、理事会等におきまして、必要かつ十分な話し合いを続け、各会派の合意を得て円満に運営するべく最大限の努力を傾けてきたつもりでございます。

今回、中間報告を求められておりますいわゆる金融二法案でございますが、これが衆議院では二十二時間十五分、地方公聴会も含めて審議されて、参議院に送付されてまいりました。これは五月の連休前の四月二十三日のことでございました。そして、どういうわけか分かりませんが、多分与党のお考えなのでしょう、又は思惑かもしれませんが、全く本会議にも委員会へも付託してほしいという要求が与党から議運の理事会で全くございませんでしたので、本会議で趣旨説明及び質疑が行われ、財政金融委員会に付託になったのは五月二十八日の金曜日のことでございました。

この間、与党は一体何をされていたのでしょうか。この金融二法が大変重要な法案であるとおっしゃりながら、このような対応をなさる与党に、私は理解に苦しんでおりました。

しかしながら、委員長といたしましては、付託されました以上、金融二法案につき可能な限り審議の機会を持つよう努めてまいりましたし、委員長として正常な形で委員会を開会できるように努力もしてまいりました。同日行われました、これは五月二十八日のことでございますが、この日行われました理事懇談会におきまして、与党から、衆議院で行った時間を下回らない審議時間の確保、また地方公聴会の開催につき、これは野党から出た発言でございますが、こうした理事懇での話し合いが行われ、私といたしましては、そのような前向きな発言を踏まえ、充実した審議を行いたいと考えていたところでございます。

その後、金融二法案は定例日の六月一日火曜日に趣旨説明を聴取し、続いて三日の木曜日に質疑に入りました。

ところが、正にこれらの法案が審議入りした直後に、厚生労働委員会におきまして年金法案をめぐって与党による強行採決が行われました。そのため、財政金融委員会の審議は中断させられてしまいました。誠に残念至極でございます。

国民生活に密接に結び付いております年金問題を党利党略の道具に使うようでは、自

民党も公明党もとても政権を担う政党とは言えません。

特に、参議院におきましては、政権を担う各官僚の年金未納問題について、自民党は全く公表しておられません。これについて何らの決着も見えていないことに加え、国民の年金の将来給付についても政府側から明確な説明もないまま質疑が打ち切れ、その後の本会議においても力づくで採決されたことは、多くの国民の怒りを招いていると言っても過言ではありません。怒りだけではなく、政治不信も極まればとも言えます。

さらに、一人の女性が生涯に産む子供の数、いわゆる合計特殊出生率は年金制度の根幹にあるものでございますが、これが一・二九という、予想より大きく下回っていたこともマスコミにすっぱ抜かれるまで発表もせず、それも強行採決の後というのでは国民をだまし討ちしたとしか思えず、国民の怒りは頂点に達しております。

その反省もないまま、ここにおいて、年金法案の強行採決に引き続き、金融二法案に対して中間報告を求められることは、財政金融委員会を預かる身としては全く不本意であり、この場に立ってこのような報告をせざるを得ない状況は正に言語に絶する事態であります。

金融機関に対する破綻前の公的資金注入に関するこれら二法案について審議を深めていきたいという思いは、私、委員長だけではなく、各会派の委員にも共通の思いであろうと推察いたします。したがって、こうした各委員の充実した審議への期待を踏みにじる形で中間報告を求められましたことは、院議をもって選任された国会役員の一として、憲政に汚点を残す結果となるのではないかと危惧する次第でございます。

なぜ憲政に汚点を残すのか、中間報告という聞き慣れないものについて、委員長である私は国民に説明する責任があると思います。

国民の皆様は、年金法案が強行採決された委員会の委員長が自民党の委員長であったため、採決の動議を受け、あのような暴力的な採決ができたわけですが、この金融二法を審議しております財政金融委員会は、野党の委員長である私です。そのため、参議院では、たった四時間弱、三時間五十六分の審議で採決をするなど絶対に応じられないと、多分応じないであろうと与党が思われた。そして、そのため、強行採決ができないと思われた与党は、委員会の審議もせず、採決もせず、本会議で成立させようというのがこの中間報告でございます。

こんな卑劣なやり方を、実は一九九九年の、これは平成十一年でございます八月十二日に、住民基本台帳改正案についても中間報告という暴挙を野党の委員長にさせたのが与党でございます。

さらに、その翌年、二〇〇〇年二月二日、この地方行政・警察委員会において審査中の公職選挙法の一部を改正する法律案、これは全く審議もせずに、野党の委員長に、議運委員会で野党なしで採決をした上で、議員定数を変更するほどの重要な議題であったにもかかわらず、中間報告をさせております。

そもそも、中間報告をさせるということは本当にこの参議院の在り方を否定するもの

であり、民主主義の根幹を揺るがすものであることを与党の方々は御存じないのでしょうか。自分で自分の首を締めて、衆議院のカーボンコピーと言われて、一院制にしてもしようがないと言われていることを御自分でおやりになっているのがこの中間報告です。

実は、昭和三十八年七月五日に、五派会談の申合せが行われました。この申合せは、参議院の各会派は、議院の正常な運営を図るため、少数意見の尊重と議員の審議権確保に留意するとともに、議院の品位と秩序の保持に互いに……

……………（略）……………

円より子君（続） 協力することとし、次のとおり申し合わせるということで、議案の中間報告は、審査につき委員会中心主義を採用している国会法の趣旨にかんがみ、みだりに行わないものとするものと決められております。

中間報告に関連し、本会議の運営が混乱した実情にかんがみ、今回のような中間報告は行わないように努力すること、本会議場における交渉は議院運営委員長及び議事協議員に限るものとする従来の慣行を再確認すること、こうした良識の府に適応したきちんとした申合せが行われておりますのに、今また中間報告をさせるなど、本当にこれは自殺行為だと私は危惧しております。

……………（略）……………

円より子君（続） 良識の府であるこ参議院において、かかる事態に至ったことは極めて遺憾であり、正に青天のへきれきでございます。

法案審議において、多くの諸先輩方々が営々と築き上げてこられた委員会中心主義の精神をいとも簡単に踏みにじり、国民の信頼、そして参議院の栄光と伝統を瞬時にして葬り去ってしまう理不尽極まりない暴挙と言わざるを得ません。

金融二法案につきまして、年金法案の強行採決後の経過を申し上げますと……静かにお聞きくださいませ。六月九日、理事懇談会を開きました。ここで与党側から金融二法案の続きと国共済法改正案の……

……………（略）……………

円より子君（続） 質疑、採決を提案されましたが、最終的には、金融二法案について各会派合意の上に調整して二時間行うことと国共済法改正案の趣旨説明の聴取を行うこととなりました。

その合意に基づき、翌十日、金融二法案の質疑及び国共済法改正案の趣旨説明聴取を行いました。そして、委員会散会後の理事懇談会において、与党は次回の委員会について国共済法改正案の質疑、採決を提案されたり、その後金融二法案を提案されたりと、迷走を繰り返されたのでございます。こうしたことは、これまでの法案審議の慣行を覆すものであり、妥当性も正当性も何ら見いだせません。

また、六月十一日の理事懇談会におきましては、与党は、十四日月曜日に委員会を開き、国共済法改正案の質疑、採決を主張され、金融二法案の質疑については言及もされませんでした。これに対し、野党は十五日定例日の委員会を主張されました。そして、

平行線のまま十四日に理事懇談会を行うことで合意がなされました。

…………… (略) ……………

円より子君 (続) はい、なるべく早く済ませます。

本日十四日の理事懇談会で、私は、金融二法が付託され、趣旨説明とその後四時間の審議が行われたものの、国共済法案の審議、採決にしか言及されない与党理事に対し、金融二法はどうするのか、委員長として審議を尽くす責任のある旨を提案いたしました。

すると、与野党の理事は、最後まで十分な審議を尽くしてほしいという気持ちに変わりはないとおっしゃり、野党理事が、では十分審議が尽くされないときは廃案にするしかないですねとの問いにはお答えにならず、審議をしたいとの提案もありませんでした。

これでは、中間報告という手法を使うことをあらかじめ織り込み済みであったと言わざるを得ません。

そもそも、国会法第五十六条の三は、衆参の各議院が、委員会で審査中の案件について特に必要があるときに中間報告を求めることができるとし、その案件について、議院が特に緊急を要すると認めたとき、議院の会議、つまり本会議において審議することができる規定しております。

本来、委員会において、野党による物理的な抵抗あるいはサボタージュなどによって審議が停滞、中断したような極めて不正常的な事態となったことを想定した規定であり、与野党そろって充実した審議を望んでいるような今回の場合には発動されるべきではないと考えます。皆さん、そうではありませんか。

しかし、今回のように……

…………… (略) ……………

円より子君 (続) はい、もうしばらくでございます。

しかし、今回のように、会期末で時間がないという理由のみで発動されることは、委員の発言を封じ、委員会審議を空洞化させる、正に民主主義の根幹である、言論の場という議会の自殺行為であります。

イラクの派遣された自衛隊の多国籍軍への参加を国会にもかけず、国連安保理決議第一五四六号が採択される前に小泉総理は同決議による多国籍軍への自衛隊の参加を事実上ブッシュ大統領に表明なさいました。こうした国会を軽視し、国民の意見をないがしろにするような、そしてそのことに気付いてもおられず、ブッシュ大統領の顔色のみをうかがっている独裁的な小泉総理の政権であるからこそ、与党・参議院の皆さんは参議院の自殺行為について全く自覚をなさっておられないのではないのでしょうか。

小泉さんは自民党をぶっ壊すと言われましたが、国会も民主主義もぶっ壊す独裁的破壊者ではないのでしょうか。そのことにこの参議院の与党の皆さんが手をかけて、自分で自分の首を絞めているのです。こんな情けない参議院があるのでしょうか。

…………… (略) ……………

円より子君 (続) こうした状況を踏まえますと、誠に残念なことではありますが、

委員長として、国会法の規定に従いまして、以下、現在までの金融二法案の審査の経過を御報告申し上げます。

まず、金融機能の強化のための特別措置に関する法律案の主な柱を申し上げますと、第一に、金融機関等は、合併等の組織再編成を行う場合を含め、平成二十年三月末までの間、預金保険機構に対し自己資本の充実を図るために株式の引受け等に係る申込みをすることができることとし、また、金融機関等を子会社とする銀行持ち株会社等も、当該子会社である金融機関等の自己資本の充実を図るために株式の引受けに係る申込みができることとしております。

第二に、金融機関等は、株式の引受け等に係る申込みに際して、収益性等の経営の改善の目標、当該目標を達成するための方策、責任ある経営体制の確立に関する事項、信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策等を記載した経営強化計画を主務大臣に提出しなければならないこととし、その際、合併等特定の組織再編成を行わない金融機関等の場合には、経営の改善の目標が達成されない場合における経営責任の明確化に関する事項も記載することとしております。

.....（略）.....

円より子君（続） もうあと少しです。

次に、預金保険法の一部を改正する法律案でございますが、金融危機に対応するための公的資金制度である預金保険法第百二条第一号に基づく措置について、当該措置の必要性の認定を受けた.....

.....（略）.....

円より子君（続） 金融機関を子会社とする銀行持ち株会社等が発行する株式の預金保険機構による引受けを可能とし.....皆さん、聞こえますか。その際、銀行持ち株会社等は、自らが受けた資本増強と同額以上の資本増強を子会社である当該金融機関に対して行わなければならないこと等を主な内容としております。

私は、委員長といたしまして、今この法案が今国会で審議もほとんどされずに通る、そうしたことについて大変深い悲しみを抱いておりますが、しかしながら、地方経済が大変な状況にあることも存じておりまして、この法案が今どうしても中間報告をしてまで通さなければいけないものか、そのことをかなり多くの経済学者、また官邸の枢要にいる方々や与党の方々、多くの方々に御意見を伺いました。この法案が今国会で通らなくても、また臨時国会であっても、ほとんど地方経済に影響がないという方が多うございました。また、与党の方々も今国会では通さないでくれという方々も多うございました。

そのことよりも、与党の方々、政権の、この年末に政権を持っている与党がどういうメッセージを国際社会に出すかが重要で、日銀が、アメリカが金融引締めをして金利を上げたときに一足飛びに上げてしまったりすれば地方のゼネコンはばたばたと倒れるであろう、しかしそういう状況ではないと、今のこの法案がこんな拙速な審議の上で通さ

なくてもいいという、そういった方々が多うございました。しかしながら、地方経済をしっかりとさせることはもちろん私ども国会議員の責任であり使命でございます。

今、こうした経過を報告しながらも、私は深い悲しみを覚えているものであります。このことは、単に金融二法案の問題だけではなく、議会制民主主義の死滅につながるものであり、ここにおられる議員の皆様と大いなる危険感、危機感を共有できるものと固く信じております。

ここに重ねて与党の猛省を促し、議員各位の本当に参議院としての良識ある行動に期待を申し上げ、自分自身で参議院の首を絞めるようなことはもうこれ以上なさないでいただきたいと、そういう祈りを込めて財政金融委員会における審査の経過の報告を終わります。

そして最後に、この参議院本会議場におられる皆様の良識をもって、委員会における審議が不十分なこの本法案を、この本会議の場で拙速に成立させることに反対いただきますようお願い申し上げます、委員長の間接報告を終わります。